

# 水質検査結果書

環境大臣登録水質検査機関  
建築物飲料水水質検査業第23号  
福島県環境検査センター株式会社  
福島県郡山市田村町金屋字七ノ原60番地1  
TEL 024-941-1719 FAX 024-941-1762

古殿町長岡部光徳

様

ご依頼の検査成績は以下のとおりです。

ISO/IEC17025認定試験所

水質検査部門管理者

宗像 健

検 体	検査種別	簡易水道				
	採取場所	古殿町簡易水道施設水質検査業務				
	試料名	古殿町簡易水道給水栓No. 1 古殿小学校裏(浄水)				
	採取者	五十嵐 悠輔	検査期日	2026年2月17日 ~ 2026年3月9日		
	採取日時	2026年2月17日 10時50分	気温	5.0 °C	水温	7.7 °C
	天候等	当日天候 晴	前日天候 晴	採取時残留塩素 (遊離)	0.4 mg/L	(結合) — mg/L
検査項目		検査成績	水質基準	検査項目	検査成績	水質基準
一般細菌		0	100個/mL以下			
大腸菌		陰性	検出されないこと			
シアン化物イオン及び塩化シアン		0.001未満	0.01mg/L以下			
塩素酸		0.06未満	0.6mg/L以下			
クロ酢酸		0.002未満	0.02mg/L以下			
クロホルム		0.002	0.06mg/L以下			
ジクロ酢酸		0.002未満	0.03mg/L以下			
ジプロモクロメタン		0.001未満	0.1mg/L以下			
臭素酸		0.001未満	0.01mg/L以下			
総トリクロメタン		0.003	0.1mg/L以下			
トリクロ酢酸		0.002	0.03mg/L以下			
プロモシクロメタン		0.001	0.03mg/L以下			
プロモホルム		0.001未満	0.09mg/L以下			
ホルムアルデヒド		0.008未満	0.08mg/L以下			
アルミニウム及びその化合物		0.05	0.2mg/L以下			
塩化物イオン		4.2	200mg/L以下			
有機物(TOC)		0.4	3mg/L以下			
pH値		7.1	5.8以上8.6以下			
味		異常なし	異常でないこと			
臭気		異常なし	異常でないこと			
色度		0.5未満	5度以下			
濁度		0.1未満	2度以下			
—以下余白—						
判定	検査項目について上記基準に適合する。					
備考	検査方法は平成15年厚生労働省告示第261号、基準値は平成15年厚生労働省令第101号による。					

# 水質検査結果書

環境大臣登録水質検査機関  
建築物飲料水水質検査業務第23号  
福島県環境検査センター株式会社  
福島県郡山市田村町金屋字久保原60番地1  
TEL 024-941-1719 FAX 024-941-1712

古殿町長岡部光徳

様

ご依頼の検査成績は以下のとおりです。

ISO/IEC17025認定試験所

水質検査部門管理者

宗像 健

検 体	検水種別	簡易水道					
	採取場所	古殿町簡易水道施設水質検査業務					
試料名	古殿町簡易水道給水栓No. 2 古殿町健康管理センター(浄水)						
	採取者	五十嵐 悠輔	検査期日	2026年2月17日 ~ 2026年3月9日			
採取日時	2026年2月17日 11時20分		気温	6.0 °C	水温	11.5 °C	
	天候等	当日天候 晴	前日天候 晴	採取時残留塩素 (遊離)	0.4 mg/L	(結合)	— mg/L
検査項目		検査成績	水質基準	検査項目		検査成績	水質基準
一般細菌	0	100個/mL以下					
大腸菌	陰性	検出されないこと					
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001未満	0.01mg/L以下					
塩素酸	0.06未満	0.6mg/L以下					
クロ酢酸	0.002未満	0.02mg/L以下					
クロホルム	0.001未満	0.06mg/L以下					
ジクロ酢酸	0.002未満	0.03mg/L以下					
ジプロクロロメタン	0.001未満	0.1mg/L以下					
臭素酸	0.001未満	0.01mg/L以下					
総トリハロメタン	0.001未満	0.1mg/L以下					
トリクロ酢酸	0.002未満	0.03mg/L以下					
プロモシクロロメタン	0.001未満	0.03mg/L以下					
ブロモホルム	0.001未満	0.09mg/L以下					
ホルムアルデヒド	0.008未満	0.08mg/L以下					
塩化物イオン	7.9	200mg/L以下					
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	83	300mg/L以下					
蒸発残留物	100	500mg/L以下					
有機物(TOC)	0.3未満	3mg/L以下					
pH値	6.8	5.8以上8.6以下					
味	異常なし	異常でないこと					
臭気	異常なし	異常でないこと					
色度	0.5未満	5度以下					
濁度	0.1未満	2度以下					
—以下余白—							
判定	検査項目について上記基準に適合する。						
備考	検査方法は平成15年厚生労働省告示第261号、基準値は平成15年厚生労働省令第101号による。						